

## 別表六の二（二十五） 付表の記載の仕方

1 この明細書は、連結法人が令和2年改正法第16条の規定による改正前の措置法（以下「令和2年旧措置法」といいます。）第68条の15の7第4項から第6項まで（事業適応設備を取得した場合等の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、この明細書は適用を受ける各連結法人ごとに作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。

2 「法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額9」は、令和2年改正前の法第81条の3第1項（個別益金額又は個別損金額）の規定の適用を受ける場合（法第42条から第49条まで（圧縮記帳）の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合に限り）において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理したときは、その経理した金額を記載します。

3 「差引改定取得価額10」の記載に当たっては、次によります。

(1) 令和2年旧措置法第68条の15の7第4項の規定の適用を受ける場合において、情報技術事業適応（同条第1項に規定する情報技術事業適応をいいます。以下同じです。）の用に供するために取得又は製作をする特定ソフトウェア（同条第1項に規定する特定ソフトウェアをいいます。）並びにその特定ソフトウェア又は情報技術事業適応を実施するために利用してその利用に係る費用（繰延資産となるものに限り。以下同じです。）を支出するソフトウェアとともに情報技術事業適応の用に供する機械及び装置並びに器具及び備品の取得価額並びに情報技術事業適応を実施するために利用するソフトウェアのその利用に係る費用

の額の合計額（以下「対象資産合計額」といいます。）が300億円を超えるときは、  
「差引改定取得価額  
$$300\text{億円} \times \frac{(8)-(9)}{\text{対象資産合計額}}^{10}$$
」と読み替えて計算した金額を記載します。この場合には、「機械設備等の概要」にその対象資産合計額その他参考となるべき事項を記載します。

(2) 令和2年旧措置法第68条の15の7第6項の規定の適用を受ける場合において、認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画（同条第3項に規定する認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画をいいます。）に従って行うエネルギー利用環境負荷低減事業適応（同条第3項に規定するエネルギー利用環境負荷低減事業適応をいいます。）のための措置として取得又は製作若しくは建設をする生産工程効率化等設備等（同条第3項に規定する生産工程効率化等設備等をいいます。）の取得価額の合計額が500億円を超えるときは、  
「差引改定取得価額  
$$500\text{億円} \times \frac{(8)-(9)}{\text{認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画に従って行うエネルギー利用環境負荷低減事業適応のための措置として取得又は製作若しくは建設をする生産工程効率化等設備等の取得価額の合計額}}^{10}$$
」

と読み替えて計算した金額を記載します。この場合には、「機械設備等の概要」にその合計額その他参考となるべき事項を記載します。

4 「支出した金額12」は、対象資産合計額が300億円を超える場合には、  
「改定支出金額  
$$300\text{億円} \times \frac{\text{支出した金額}}{\text{対象資産合計額}}^{12}$$
」と読み替えて計算した金額を記載します。この場合には、「機械設備等の概要」にその対象資産合計額その他参考となるべき事項を記載します。